

## 健康保険法逐条解説テキスト

弁護士 酒井廣幸

健康保険法は「大正11年」に制定され、昭和2年に施行され、昭和59年（1984）「日雇労働者健康保険法」が健康保険法に併合されました。平成21年出題。同法は、労働者ないしその被扶養者の医療保険の給付を行うという点に特徴があります。大正11年の制定当時は、労働者の業務上の事由による保険事故についても保険給付の対象とされていたが、昭和22年の労働者災害補償保険法が制定されたことにより、適用除外とされた（1条参照）。

平成24年改正

産前産後休業期間中の健康保険料の免除

平成27年改正

①標準報酬月額の上限を139万円に引き上げた、②標準賞与額の上限を573万円とした、③新たな保険外併用療養の仕組みとして、患者申出療養を創設した、④紹介状なしで大病院を受診した場合の定額負担の導入、⑤入院時食事療養費の見直し、⑥傷病手当・出産手当の算定について、直近の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額の平均した額を基礎とする、⑦全国健康保険協会の国庫補助率を「当分の間、16・4%」と定める、⑧一般保険料の上限を1000分の120から1000分の130に引き上げ。

### I 総論

#### 第1 総則

①	目的（1条）
②	基本的理念（2条）

##### 1条 目的

この法律は、労働者又はその被扶養者の業務災害（労働者災害補償保険法7条1項1号に規定する業務災害をいう。）以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

###### 1 被用者の医療保険

会社員が「労災保険の対象となる業務災害以外」で、傷病が発生したときに保険給付をする医療保険で、被用者の傷病に対して療養の給付あるいは療養費の支給等の保険給付によって、労働力の早期回復を主要目的の一つとしています。地域の住民を対象とする国民健康保険法とは、①給付対象（被保険者だけではなく被扶養者も給付対象）、②保険者、③保険料の3点において、

の違いがあります。「被扶養者」に生じた疾病、負傷等についても保険給付が行われます。

## 2 業務災害以外

「業務災害(労災保険法7条1項1号に規定する業務災害をいう)以外」と規定しているのは、業務災害であっても労災保険の給付対象にならない場合は、原則として給付対象に含める趣旨です。平成25年10月改正以前は、業務に起因する病気やケガは保険給付の対象外とされていましたが、業務上・業務外の区分を廃止して、労災保険の給付を受けられない場合には原則として健康保険の対象と変更しました。これは、シルバー人材センターからの派遣による労働中の傷害も対象にすることを明確にしたものです。

## 3 業務災害の場合

業務遂行の過程で業務に起因して生じた傷病は、健康保険の対象になりません。一方、法人の代表者又は業務執行者は、原則として、労働基準法上の労働者に該当しないため、労災保険法に基づく保険給付も行われません。

### \* プラス1 労働者災害補償保険法7条1項1号に規定する業務災害の条文

「労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡（以下「業務災害」という）に関する保険給付」

### \* プラス2 労災保険該当の有無

労災保険に該当するか判断が難しい場合は、勤務先を管轄する労働基準監督署が認定する。未決定の間は一応業務災害として扱い、最終的に業務災害でないと認定された場合は、健康保険からさかのぼって療養費等が支給される。平成21年出題。

## 2条 基本的理念

健康保険制度については、・・高齢化の進展、疾病構造の変化、社会経済情勢の変化等に対応し、他の医療保険制度及び後期高齢者医療制度並びにこれらに密接に関連する制度と併せてそのあり方に関して常に検討が加えられ、その結果に基づき、医療保険の運営の効率化、給付内容及び費用の負担の適正化並びに国民が受ける医療の質の向上を総合的に図りつつ実施しなければならない。

平成9年改正時に、医療保険制度在り方の検討に関する事項について、新たに規定されたものです。